

猫の飼育等に関するお願い

野良猫の苦情等

町内で増えすぎた野良猫による糞尿の悪臭・ノミやダニの発生・猫の鳴き声など、衛生面や生活面への被害がでています。

対応策（お願い）

☆エサやり禁止

野良猫に餌を与えることにより、その場所に野良猫が集まり、近隣住民とのトラブルになります。『可愛いから』『可哀想だから』という理由で猫に餌を与えることはやめましょう。



☆捨て猫の禁止

子猫など動物を捨ててはいけません。動物を捨てることは、犯罪行為となります。1年以下の懲役または100万円以下の罰金（動物愛護法第44条第3項）が科せられます。



☆野良猫の去勢・不妊手術

地域住民が主体となり、野良猫に去勢・不妊手術を施し、適切に管理していく地域猫活動というものがあります。この活動は地域住民の理解を得ること、エサを与える時間や場所を決めるなど、管理していくためのルールを設けることが必要です。



☆飼い猫のマナー

エサのやり方、フン・尿の処理など、近隣住民の迷惑にかからないように心掛けましょう。庭先等で、エサをやられる場合は、食べ残しに野良猫が集まってくるため、その都度エサ皿を片付けましょう。また、外で飼われる場合、交通事故などで命を落とす可能性があるため、室内で飼うようにしましょう。

皆様のご理解・ご協力よろしくお願いします。